

訪問看護重要事項説明書(医療保険)

指定訪問看護事業所 <地域医療福祉支援サービス株式会社>

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電 話: 047-710-6722 FAX047-710-6723

担当: 石澤 利章

ご不明な点は、お気軽におたずねください。

1.事業所の概要

名称	地域医療福祉支援サービス株式会社
事業所名	ケアンド松戸訪問看護ステーション
所在地	千葉県松戸市日暮六丁目 3 2 番地
事業所番号	1262490530
サービス提供地域	松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・流山市・葛飾区 江戸川区・三郷市

2.事業所職員体制

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1 名
サービス担当職員	サービス担当	15 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務	2 名
内訳	看護師	12 名(常勤 10 名、非常勤 2 名)
	作業療法士	1 名 (常勤 1 名)
	理学療法士	3 名 (常勤 3 名)
	福祉美容士	1 名 (常勤 1 名)

3.営業時間

営業日	月曜～金曜日 (土日・祝日・12/30～1/3 までを除く)
サービス提供時間	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 ※但し、2 4 時間対応が可能な体制とする。

4.運営の方針

(1)訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような、在宅支援生活の充実に向けて支援します。

(2)事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携に努め、総合的な支援を心掛けます。

5.サービスの内容

(1)「訪問看護」は利用者の居宅において、看護師その他省令で定める者が療養上の世話または、必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

①病状・全身状態の観察 ② 入浴介助・清拭・洗髪等による清潔の保持③食事および排泄等、日常生活の世話 ④ 褥創の予防 ⑤ リハビリテーション⑥ターミナルケア ⑦ 認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 服薬状況の把握及び薬学的管理の補助(残薬確認を含む) ⑫ 主治医・保険薬局(薬剤師)、その他居宅サービス事業者等との情報共有および連携

(2)事業者は利用者の希望する日程により、訪問看護サービスを提供するものとする。

(3)台風や大雪等の悪天候時及び地震などの天変地異が発生した場合は、訪問日時を変更する場合がある

ものとする。

6.利用者の負担金

(1)利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

70 歳 以 上 の 方	・（基本医療費＋管理医療費＋加算分）×負担割合となります。			
	① 現 役 並 み 所 得 者	現役並みⅢ	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1% [多数該当：140,100 円]	
		現役並みⅡ	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1% [多数該当：93,000 円]	
		現役並みⅠ	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1% [多数該当：44,400 円]	
	②一般所得者(①および③以外)		18,000 円(年間上限 14.4 万円)	
	③低所得者Ⅱ(※3) Ⅰ(※4)		8,000 円	
※3 被保険者が市区町村民税の非課税者である場合です。				
※4 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得 が無い場合です。				
注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み 所得者となります。				
70 歳 未 満 の 方	・（基本医療費＋管理医療費＋加算分）×負担割合となります。			
	① 区 分 ア	標準報酬月額 83 万円以上 報酬月額 81 万円以上	3 割負担 （但し、6 歳 未満の方は、 2 割負担）	月額上限 252,600 円＋（総医療 費－842,000 円）×1%
	② 区 分 イ	標準報酬月額 53 万～79 万円 報酬月額 51 万 5 千円以上～ 81 万円未満		月額上限 167,400 円＋（総医療 費－558,000 円）×1%
	③ 区 分 ウ	標準報酬月額 28 万～50 万円 報酬月額 27 万円以上～51 万 5 千円未満		月額上限 80,100 円＋（総医療費 －267,000 円）×1%
	④ 区 分 エ	標準報酬月額 26 万円以下 報酬月額 27 万円未満		月額上限 57,600 円
	⑤ 区 分 オ	被保険者が市区町村民税 の非課税対象者等		月額上限 35,400 円
・ 特定医療疾患、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は、 各市町村により自己負担額が変わります。				

◆限度額適用認定証や標準負担額減額認定証をお持ちであれば、ご提示下さい。限度額適用認定証をお持ちでない方は、最寄りの協会けんぽ都道府県支部に「健康保険限度額認定申請書」をご提出下さい。

※いずれも医療費控除の対象となります

訪問看護料金表及び料金契約書(医療保険)

※回数は、毎月月初めから数えさせていただきます。

療養費		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	保険医療費
基本療養費Ⅰ 正看 (療法士)	週3日目まで	¥555	¥1,110	¥1,665	¥5,550
	週4日以降	¥655 (療 555)	¥1,310 (療 1,110)	¥1,965 (療 1,665)	¥6,550 (療 5,550)
基本療養費 (准看護師)	週3日目まで	¥505	¥1,010	¥1,515	¥5,050
	週4日目以降	¥605	¥1,210	¥1,815	¥6,050
基本療養費Ⅱ 正看 (療法士) 同一建物3人以上	週3日目まで	¥278	¥556	¥834	¥2,780
	週4日以降	¥328 (療 278)	¥656 (療 556)	¥984 (療 834)	¥3,280 (療 2,780)
基本療養費Ⅱ (准看護師) 同一建物3人以上	週3日目まで	¥253	¥506	¥759	¥2,530
	週4日以降	¥303	¥606	¥909	¥3,030
管理療養費	月の1回目	¥744	¥1,488	¥2,232	¥7,440
	月の2回目以降	¥300	¥600	¥900	¥3,000
外泊時の療養費	入院中に1回限り	¥850	¥1,700	¥2,550	¥8,500
該当時加算 (サービス開始 時間が該当し た場合)	早朝(6時～7時59分)	¥210	¥420	¥630	¥2,100
	夜間(18時～21時59分)				
	深夜(22時～5時59分)	¥420	¥840	¥1,260	¥4,200
	難病等複数回訪問加算 1日に2回	¥450	¥900	¥1,350	¥4,500
	1日に3回以上	¥800	¥1,600	¥2,400	¥8,000
乳幼児加算 該当者に加算 (1日1回)	別に厚生労働大臣が定め る者に該当する場合	¥180	¥360	¥540	¥1,800
	上記以外の場合	¥130	¥260	¥390	¥1,300
該当者に加算 (月1回)	情報提供料	¥150	¥300	¥450	¥1,500
	24時間対応体制	¥680	¥1,360	¥2,040	¥6,800
	特別管理加算	¥250	¥500	¥750	¥2,500
	特別管理加算(重症度高)	¥500	¥1,000	¥1,500	¥5,000
	訪問看護医療DX情報活用加算	¥5	¥10	¥15	¥50
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	¥105	¥210	¥315	¥1,050
	訪問看護医療連携体制加算	¥100	¥200	¥300	¥1,000
該当者に加算 (該当時のみ)	緊急時訪問加算14日目まで	¥265	¥530	¥795	¥2,650
	緊急時訪問加算15日以降	¥200	¥400	¥600	¥2,000
	複数名訪問看護加算①	¥450	¥900	¥1,350	¥4,500
	複数名訪問看護加算②	¥380	¥760	¥1,140	¥3,800
	複数名訪問看護加算③(1回)	¥300	¥600	¥900	¥3,000
	複数名訪問看護加算③(2回)	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000
	複数名訪問看護加算③(3回)	¥1,000	¥2,000	¥3,000	¥10,000

	長時間訪問看護加算	¥520	¥1,040	¥1,560	¥5,200
	退院支援指導	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000
	退院時共同指導	¥800	¥1,600	¥2,400	¥8,000
	特別管理指導	¥200	¥400	¥600	¥2,000
	在宅患者連携指導	¥300	¥600	¥900	¥3,000
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	¥200	¥400	¥600	¥2,000
	ターミナルケア療養費①	¥2,500	¥5,000	¥7,500	¥25,000
	ターミナルケア療養費②	¥1,000	¥2,000	¥3,000	¥10,000
処置料(死亡後)		¥12,000+¥3,000(材料費) 合計¥15,000(実費負担)			

※各種医療扶助の対象者や各種障害医療証をお持ちの方は、上記の自己負担額が免除になりますので訪問看護師にご提示ください。

※同一建物居住者の占める割合が 7 割未満で、「別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある」「精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度が 40 位以下の利用者数が月に 5 人以上」のいずれかに該当しない場合は訪問看護管理療養費が減算

※1.夜間対応した翌日の勤務間隔を確保、2.夜間対応に関わる勤務の連続回数が 2 回まで、3.夜間対応後の暦日の休日を確保、4.夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫、5.ICT、AI、IoT 等の活用による業務負担軽減、6.電話等による連絡・相談を担当する者への支援体制確保

上記 6 項目のうち、1、2 のいずれかを含む 2 項目以上を満たさない場合は 24 時間対応体制加算が減算

※乳幼児加算に関しては従来区分については単価を 1 日 1,500 円から 1,300 円に引き下げる一方で、超重症児など一定の条件を満たす場合については 1 日 1,800 円に引き上げ。後者は、多職種カンファレンスを 2 ヶ月に 1 回開催した場合に算定。

精神科訪問看護料金表及び料金契約書(医療保険)

※回数は、毎月月初めから数えさせていただきます。

療養費		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	保険医療費
基本療養費 正看 (療法士)	週 3 日目まで(30 分未満)	¥425	¥850	¥1,275	¥4,250
	週 3 日目まで(30 分以上)	¥555	¥1,110	¥1,665	¥5,550
	週 4 日目以降(30 分未満)	¥510 (療 425)	¥1,020 (療 850)	¥1,530 (療 1,275)	¥5,100 (療 4,250)
	週 4 日目以降(30 分以上)	¥655 (療 555)	¥1,310 (療 1,110)	¥1,965 (療 1,665)	¥6,550 (療 5,550)
基本療養費 (准看護師)	週 3 日目まで(30 分未満)	¥387	¥774	¥1,161	¥3,870
	週 3 日目まで(30 分以上)	¥505	¥1,010	¥1,515	¥5,050
	週 4 日目以降(30 分未満)	¥472	¥944	¥1,416	¥4,720
	週 4 日目以降(30 分以上)	¥605	¥1,210	¥1,815	¥6,050
基本療養費Ⅲ 正看 (療法士) 同一建物 3 人以上	週 3 日目まで(30 分未満)	¥213	¥426	¥639	¥2,130
	週 3 日目まで(30 分以上)	¥278	¥556	¥834	¥2,780
	週 4 日目以降(30 分未満)	¥255	¥510	¥765	¥2,550
	週 4 日目以降(30 分以上)	¥328	¥656	¥984	¥3,280
基本療養費Ⅲ (准看護師) 同一建物 3 人以上	週 3 日目まで(30 分未満)	¥194	¥388	¥582	¥1,940
	週 3 日目まで(30 分以上)	¥253	¥506	¥759	¥2,530
	週 4 日目以降(30 分未満)	¥236	¥472	¥708	¥2,360
	週 4 日目以降(30 分以上)	¥303	¥606	¥909	¥3,030
管理療養費	月の 1 回目	¥744	¥1,488	¥2,232	¥7,440
	月の 2 回目以降	¥300	¥600	¥900	¥3,000
外泊時の療養費	入院中に 1 回限り	¥850	¥1,700	¥2,550	¥8,500
該当時加算 (サービス開始 時間が該当し た場合)	早朝(6 時～7 時 59 分)	¥210	¥420	¥630	¥2,100
	夜間(18 時～21 時 59 分)				
	深夜(22 時～5 時 59 分)	¥420	¥840	¥1,260	¥4,200
	精神科複数回訪問加算 1 日に 2 回	¥450	¥900	¥1,350	¥4,500
該当者に加算 (月 1 回)	1 日に 3 回以上	¥800	¥1,600	¥2,400	¥8,000
	情報提供料	¥150	¥300	¥450	¥1,500
	24 時間対応体制	¥680	¥1,360	¥2,040	¥6,800
	特別管理加算	¥250	¥500	¥750	¥2,500
	特別管理加算(重症度高)	¥500	¥1,000	¥1,500	¥5,000
	精神科重症患者支援管理 連携加算①	¥840	¥1,680	¥2,520	¥8,400
	精神科重症患者支援管理 連携加算②	¥580	¥1,160	¥1,740	¥5,800
	訪問看護医療 DX 情報活用加算	¥5	¥10	¥15	¥50
	訪問看護ベースアップ評価料 (1)	¥105	¥210	¥315	¥1,050
	訪問看護医療連携体制加算	¥100	¥200	¥300	¥1,000

該当者に加算 (該当時のみ)	緊急時訪問加算 14 日目まで	¥265	¥530	¥795	¥2,650
	緊急時訪問加算 15 日以降	¥200	¥400	¥600	¥2,000
	複数名訪問看護加算①(1 回)	¥450	¥900	¥1,350	¥4,500
	複数名訪問看護加算①(2 回)	¥900	¥1,800	¥2,700	¥9,000
	複数名訪問看護加算①(3 回)	¥1,450	¥2,900	¥4,350	¥14,500
	複数名訪問看護加算②(1 回)	¥380	¥760	¥1,140	¥3,800
	複数名訪問看護加算②(2 回)	¥760	¥1,520	¥2,280	¥7,600
	複数名訪問看護加算②(3 回)	¥1,240	¥2,480	¥3,720	¥12,400
	複数名訪問看護加算③(1 回)	¥300	¥600	¥900	¥3,000
	複数名訪問看護加算③(2 回)	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000
	複数名訪問看護加算③(3 回)	¥1,000	¥2,000	¥3,000	¥10,000
	長時間訪問看護加算	¥520	¥1,040	¥1,560	¥5,200
	退院支援指導	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000
	退院時共同指導	¥800	¥1,600	¥2,400	¥8,000
	特別管理指導	¥200	¥400	¥600	¥2,000
	在宅患者連携指導	¥300	¥600	¥900	¥3,000
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	¥200	¥400	¥600	¥2,000
	ターミナルケア療養費①	¥2,500	¥5,000	¥7,500	¥25,000
	ターミナルケア療養費②	¥1,000	¥2,000	¥3,000	¥10,000
処置料(死亡後)		¥12,000+¥3,000(材料費) 合計¥15,000(実費負担)			

※各種医療扶助の対象者や各種障害医療証をお持ちの方は、上記の自己負担額が免除になりますので訪問看護師にご提示ください。

※同一建物居住者の占める割合が 7 割未満で、「別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある」「精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度が 40 位以下の利用者数が月に 5 人以上」のいずれかに該当しない場合は訪問看護管理療養費が減算

※1.夜間対応した翌日の勤務間隔を確保、2.夜間対応に関わる勤務の連続回数が 2 回まで、3.夜間対応後の暦日の休日を確保、4.夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫、5.ICT、AI、IoT 等の活用による業務負担軽減、6.電話等による連絡・相談を担当する者への支援体制確保

上記 6 項目のうち、1、2 のいずれかを含む 2 項目以上を満たさない場合は 24 時間対応体制加算が減算

◆通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

- ・通常の事業実施地域を超えた所から片道 10 キロメートル未満 0 円
- ・通常の事業実施地域を超えた所から片道 10 キロメートル以上 500 円

◆駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車場料金の実費の負担をお願いしております。

◆緊急時に有料道路を使用した場合には、有料道路使用料金の実費をいただいております。

◆その他の利用料

- ・サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、衛生材料等の費用

(2)支払方法:毎月、20 日までに前月分のご請求を致しますので、27 日までに次の方法によりお支払い下さい。入金確認後、領収証を発行致します。

①自動口座引き落とし

契約者ご本人またはそのご家族等がお持ちの金融機関の口座から月一回引き落とします(ご指定の金融機関口座から、翌月 27 日に引き落としとさせていただきます)。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 047-710-6722)

ご利用日前日の午後 6 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日前日の午後 6 時までにご連絡がなかった場合	保険医療費全額

7.サービスに関する苦情窓口

当事業所が行う訪問看護サービスについての、ご相談・苦情については 1 ページの相談窓口で承ります。その他、お住まいの市・区役所および国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等できます。

千葉県国民保険団体連合会	苦情処理係	043-254-7428
--------------	-------	--------------

8.緊急及び事故発生時の対応方法

(1)緊急時及び事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡します。

(2)当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償においては、速やかに対応致します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しています。

9.秘密の保持

当事業所の行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は、固く秘密保持いたします。従業員の退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

10.衛生管理等

訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1)事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

11.虐待防止に関する事項

担当者：石澤 利章

(1)事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備。

③虐待を防止するための定期的な研修。

④措置を適切に実施するための担当者の設置。

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12.業務継続計画の策定等

(1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。

(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

(1)看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは、致しかねますのでご了承ください。

(2)看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持・回復のために、療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

(3)看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(4)新規契約時及び保険証類更新時に、保険証類のコピー(カメラによる撮影)をさせていただきます。コピーさせることが困難な場合は、訪問看護師等がお伺いした時に保険証の提供をお願いし、番号等を控えさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	千葉県松戸市日暮六丁目 3 2 番地
	法人名	地域医療福祉支援サービス株式会社
	代表者名	代表取締役 石澤 利章 ⑩
	事業所名	ケアンド松戸訪問看護ステーション
	説明者氏名	⑩

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩

代理人	住所	
	氏名	続柄() ⑩